

土地・建物を売られた方は 確定申告のまえに「譲渡のお尋ね」を

「譲渡のお尋ね」
って何ですか？

土地・建物などの資産を売って得た所得は「譲渡所得」として、確定申告が必要になります。（金銭のやり取りがなく、土地・建物などの資産を交換した場合についても、同様に確定申告をしなければ、税法上の特例が受けられません。）

譲渡所得には多くの特別措置があ



るため、市では土地・建物などを譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の前に、その準備調査として「譲渡所得の内訳書」の作成などに関する相談を「譲渡のお尋ね」としてお受けします。（ケースによっては直接税務署に相談していただく場合もあります）

確定申告の時に
相談ではダメですか？

確定申告期間中は申告会場が混雑するため、譲渡所得の相談をお受けすることができません。この「譲渡のお尋ね」を受けていない方については、2月から行われる市の「確定申告相談・受付」で対応することができませんので、ご注意ください。

なお、直接税務署に申告される方、税理士などに依頼される方は、必要ありません。

■日時

12月1日（月）～5日（金）
9時～16時

※昼休みを除く（12～13時）

■会場

市役所1階 防災会議室

■対象者

土地・建物などを譲渡・交換された方（対象者には市から通知しますが、届かなくても譲渡・交換をされた方はお越しくください。）

■持ち物

売買契約書、売買にかかわる費用の領収書、印鑑

■お問い合わせ

税務課市民税担当

（内線1533～1555）

固定資産税の諸手続きもお忘れなく

家屋を取り壊された方へ

固定資産税は、毎年1月1日現在に所在する家屋に課税されます。従って、年の途中で家屋を取り壊した場合でもその年は課税され、翌年から課税されなくなります。しかし、家屋を取り壊しても届出がないと、取り壊したことが把握できず課税される場合があります。

家屋を取り壊した場合には、年内に法務局へ滅失登記を行ってください。年内に滅失登記ができない方、未登記家屋を取り壊した方は、年内中に必ず「家屋滅失届」を提出してください。

※所有者や納税義務者が変わった場合などのご連絡をお願いします。

■お問い合わせ・届出先
税務課固定資産税担当

（内線1566～1558）

空き家を「貸したい方」「売りたい方」 空き家バンクに物件登録を！

恵まれた葦崎の自然環境の中で暮らしを始めたいという、都会の方からの要望が多く寄せられています。市では、これらの要望に応えるとともに、使われずに眠っている空き家（空き家・敷地）などを有効活用し地域の活性化を図るため、「空き家バンク」制度を行っています。

この制度では、売買・賃



貸を希望する方にホームページ・広報などの様々な方法で物件を紹介し、葦崎に住んでみたいという方に情報を提供しています。

売ってもいい、貸してもいいという物件を市内に所有している方は「空き家バンク」に物件登録してみませんか？ まずはお問い合わせください。

空き家バンク制度普及促進シンポジウム

かいてき
甲斐的生活のすすめ～田舎の価値を再確認しよう～

空き家バンク制度調査研究会では、地域住民を対象に、地元の素晴らしさを再認識してもらうとともに、「空き家バンク」制度を紹介することで、制度への理解と協力を求めることを目的にシンポジウムを開催します。

■日時・場所

12月1日（月） 14：00～
櫛形生涯学習センター あやめホール

■主催

空き家バンク制度調査研究会（葦崎、甲府、山梨、南アルプス、北杜、甲州の6市による共同設置）

■お問い合わせ・お申し込み

企画財政課企画推進担当（内線357）

〈<http://www.city.nirasaki.lg.jp/>

kurashi/juutaku/akiya.htm〉

農振農用地除外申出の受付について

平成20年度の農振農用地除外申出の受付を行います。

農振の除外を希望される土地所有者は、次の期間に農林課まで申し出てください。

今回の受付は農振除外後早期の転用が確実で、転用目的が明確であり、緊急を要するものが対象となります。(大規模なものや具体性・緊急性に欠けるものは対象外です)

■事前相談期間

12月1日(月)～5日(金)

■申出受付期間

12月8日(月)～19日(金)

※申出は期限厳守

■申出方法

農林課窓口・市ホームページにある申出書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、農林課農林振興担当に提出して下さい。

■除外要件

次の除外要件を全て満たすものに限り受付します。

◇農用地区域以外に代替する土地がないこと。

◇農用地区域内における農用

地の集団化、農作業の効率化その他の農業上の利用に支障を及ぼすおそれのないと認められること。

◇農用地区域内の農業用施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

◇国の直轄、または補助による土地改良事業、またはこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、区画整理、農用地の造成などの施行にかかわる区域にある場合は、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。

※除外申出地が農用地区域から除外されても事業計画が実施されない場合には、再度農用地区域に編入します。

■除外となるまでの期間

農振除外が決定されるまでに一年程度の期間がかかる場合があります。事業計画を検討する際にはご注意ください。

■お問い合わせ・提出先

農林課農林振興担当

(内線224)

http://www.city.nirasaki.lg.jp/sangyou/nourin/

nougoushinkoutiki/

nougoushinkoutiki/

《 農地の転用（用途の変更）には許可が必要です！ 》

■農地転用とは…

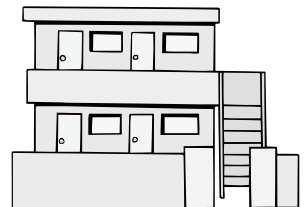
農地を住宅、駐車場、資材置き場、山林など農業以外の目的（用途）に転用（変更）することです。

■農地を転用するには…

農地を農地以外（住宅、駐車場、資材置き場等）に転用するときは、農地法の転用許可が必要です。たとえ、自分の土地であっても農地を農地以外の地目に転用するときは、農地法第4条の許可が必要です。売買や賃貸借により所有者以外の方が農地以外の地目に転用するときは、農地法第5条の許可が必要です。親の土地に子供が住宅を新築する場合にも、同様に第5条の許可が必要となります。

■こんなときも転用許可が必要です…

道路面よりも低い土地や湿地で耕作しづらい農地を残土等で埋め立てて、農地改良を行い、農地を利用しやすくする場合でも、工事期間中の農地転用許可が必要になります。ただし、農地改良が伴わないただ残土を埋めるだけの申請は認められません。



■許可なく転用すると…

農地転用許可を得ずに無断で農地を農地以外に転用したり、許可を受けても許可条件に違反したりすると、農地法により現状回復命令などの処分がされることもあります。

■お問い合わせ 農業委員会事務局（内線226）

韮崎市職員（作業療法士）を募集します！

採用職種	試験区分	採用者数	採用日	募集受付	試験日		試験種目	資格要件等
					1次	2次		
作業療法士	中級	1名	平成21年 4月1日	11月4日 ～25日	12月13日	1月15日	※1次試験 教養 適性検査 小論文 ※2次試験 面接	作業療法士資格を有する者（取得見込者を含む）、採用時28歳以下

※上記内容については、予告なく変更することがあります。

■お問い合わせ

政策秘書課政策人事担当（内線325）

URL <http://www.city.nirasaki.lg.jp/kurashi/boshuu/untitled.htm>

詳細は、「職員採用試験案内」（市ホームページに掲載、政策秘書課および市立病院事務局にて配布）をご覧ください。